

上山市下水道施設包括的管理等事業募集要項等の修正に関する新旧対照表（修正箇所朱書き抜粋）令和8年5月公表

旧	新（修正版）
【上山市下水道施設包括的管理等事業 募集要項】	
表 2-1 の表中 ・対象設備＞汚水ポンプ設備 改築対象施設＞ <u>該当なし</u> ・対象設備＞受変電設備 改築対象施設＞ <u>該当なし</u>	表 2-1 表中の ・対象設備＞汚水ポンプ設備 改築対象施設＞○ ・対象設備＞受変電設備 改築対象施設＞○

旧	新（修正版）
<p>2-7 提案見積の上限額 本事業の提案見積の上限額を以下に示す。 8, 168, 021, 000 円(消費税及び地方消費税を除く。)</p> <p>本事業の提案見積の上限額のうち、資本的支出にかかる費用の<u>上限</u>を以下に示す。 4, 820, 270, 000 円(消費税及び地方消費税を除く。)</p> <p>本事業の提案見積の上限額のうち、収益的支出にかかる費用の<u>上限</u>を以下に示す。 3, 347, 751, 000 円(消費税及び地方消費税を除く。)</p> <p>上記提案見積の上限額の内訳として示した金額は参考として示したものであり、資本的支出にかかる費用、収益的支出にかかる費用において上限額を設定するものではない。本事業の提案見積の上限額のみが見積上限価格であり、資本的支出にかかる費用及び収益的支出にかかる費用のうち一方が目安金額を超えていたとしても総額の見積価格が見積上限価格を超えていなければ失格とはならない。なお、当該金額には、本事業への応募を希望する者(以下「応募者」という。)に見積提案を求めない業務予定額に対して実績に応じて精算となる業務の予定額(耐震補強設計業務に要する費用は除く)も含んでいる。</p>	<p>2-7 提案見積の上限額 本事業の提案見積の上限額を以下に示す。 8, 168, 021, 000 円(消費税及び地方消費税を除く。)</p> <p>本事業の提案見積の上限額のうち、資本的支出にかかる費用の<u>参考額</u>を以下に示す。 4, 820, 270, 000 円(消費税及び地方消費税を除く。) ※資本的支出にかかる費用の参考額のうち、改築設計業務及び改築工事業務にかかる費用の参考額は 4, 550, 040, 000 円(消費税及び地方消費税を除く。)である。</p> <p>本事業の提案見積の上限額のうち、収益的支出にかかる費用の<u>参考額</u>を以下に示す。 3, 347, 751, 000 円(消費税及び地方消費税を除く。)</p> <p>上記提案見積の上限額の内訳として示した金額は参考として示したものであり、資本的支出にかかる費用、収益的支出にかかる費用において上限額を設定するものではない。本事業の提案見積の上限額のみが見積上限価格であり、資本的支出にかかる費用及び収益的支出にかかる費用のうち一方が目安金額を超えていたとしても総額の見積価格が見積上限価格を超えていなければ失格とはならない。なお、当該金額には、本事業への応募を希望する者(以下「応募者」という。)に見積提案を求めない業務予定額に対して実績に応じて精算となる業務の予定額(耐震補強設計業務に要する費用は除く)も含んでいる。また、提案見積には附帯事業、任意事業に係る予定額を含めないこと。</p>

旧	新（修正版）
<p>表 3-2 の表中</p> <p>委員＞山形県県土整備部下水道課＞課長＞<u>小山 雄司</u></p> <p>委員＞当市市政戦略課＞課長＞<u>富士 英樹</u></p> <p>委員＞当市財政課＞課長＞<u>鈴木 直美</u></p>	<p>表 3-2 の表中</p> <p>委員＞山形県県土整備部下水道課＞課長＞蘇武 邦行</p> <p>委員＞当市市政戦略課＞課長＞鈴木 直美</p> <p>委員＞当市財政課＞課長＞大澤 泰雄</p>
<p>【上山市下水道施設包括的管理等事業 要求水準書】</p>	
<p>表 1 の表内</p> <p>第 1 章 事業概要＞第 4 節 事業対象施設</p> <p>浄化槽事業＞合併処理浄化槽(基)＞<u>約 202</u></p>	<p>表 1 の表内</p> <p>第 1 章 事業概要＞第 4 節 事業対象施設</p> <p>浄化槽事業＞合併処理浄化槽(基)＞201</p>
<p>第 2 章 一般事項＞第 1 節 事業実施体制</p> <p>(4) 処理場施設等更新・耐震化業務の業務責任者の要件</p> <p>処理場施設等更新・耐震化業務の業務責任者は、以下の要件を満たす者を配置すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 技術士（総合技術監理部門一下水道）、技術士(上下水道部門一下水道)、RCCM(下水道部門)のいずれかを保有する者 ・ 直接的な雇用関係にある者 ・ 処理場施設の下水道ストックマネジメント計画作成に係る業務経験を有する者 	<p>第 2 章 一般事項＞第 1 節 事業実施体制</p> <p>(4) 処理場施設等更新・耐震化業務の業務責任者の要件</p> <p>処理場施設等更新・耐震化業務の業務責任者は、以下の要件を満たす者を配置すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 技術士（総合技術監理部門一下水道）、技術士(上下水道部門一下水道)、RCCM(下水道部門)のいずれかを保有する者 ・ 直接的な雇用関係にある者 ・ 処理場施設の下水道ストックマネジメント計画作成に係る業務経験を有する者 <p>なお、本業務については、当市が必要があると認めるときは、業務責任者に加え、当該業務を民間事業者から受託する構成企業と直接的な雇用関係にある副業務責任者を配置し、業務責任者と副業務責任者の 2 人により上記の要件を満たせばよいものとする。</p>

旧	新（修正版）
<p>表3の表内</p> <p>第2章 一般事項>第1節 事業実施体制>(12)財務に関する事項 財務に関する提出書類の名称><u>株主総会議事録及び議事録趣旨</u> 提出頻度><u>株主総会開催後</u></p> <p>財務に関する提出書類の名称><u>取締役会議事録及び議事録趣旨</u> 提出頻度><u>株主総会開催後</u></p>	<p>表3の表内</p> <p>第2章 一般事項>第1節 事業実施体制>(12)財務に関する事項 財務に関する提出書類の名称> 提出頻度></p> <p>財務に関する提出書類の名称> 提出頻度></p>
<p>第2章 一般事項>第6節 安全管理</p> <p>(3) 労働災害防止</p> <p><u>作業中は、常時、作業現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分に講ずること。</u></p> <p><u>緊急時対応を除き作業現場には、業務内容を明示した標識を設けるとともに、夜間には十分視認可能な照明設備及び保安灯を配置し、通行人、車両交通等の安全の確保に努めること。</u></p> <p><u>車両交通等がある区域では交通誘導員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導、並びに整理を行うこと。</u></p> <p><u>道路上で作業を行う場合は、管轄の警察署で道路使用許可申請を行うとともに、許可条件を遵守すること。</u></p> <p><u>作業に伴う交通処理及び保安対策は、要求水準書の定めるところによる。他、関係官公署の指示に従い適切に行うこと。</u></p> <p><u>前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を当市に報告すること。</u></p>	<p>第2章 一般事項>第6節 安全管理</p> <p>(3) 労働災害防止</p> <p>現場の作業環境を常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検を行い、作業員の安全を図ること。</p> <p>水槽、マンホール、管きょ等に入入りし、またはこれらの内部で作業を行う酸素欠乏危険作業を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者に当該作業に従事する労働者の指揮その他厚生労働省令で定める事項を行わせること。</p> <p>作業者は、酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気や有毒ガス等の有無を、作業開始前と作業中に常時計測し、換気等事故防止に必要な措置を講ずるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録保存し、当市が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。</p> <p>作業中、酸素欠乏空気や有毒ガスが発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、当市及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により適切な措置を講ずること。</p> <p>資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者を配置し、かつ誘導員を配置すること。</p>

旧	新（修正版）
<p>表 10 の表内</p> <p>第 3 章 業務要求水準＞第 2 節 処理場施設等運転・維持管理業務＞ （1） 運転操作監視業務</p> <p>備考＞契約基準日最大値＞・日最大値は、毎回の民間事業者自主検査<u>及び、当市が実施する測定値とする。</u></p>	<p>表 10 の表内</p> <p>第 3 章 業務要求水準＞第 2 節 処理場施設等運転・維持管理業務＞ （1） 運転操作監視業務</p> <p>備考＞契約基準日最大値＞・日最大値は、毎回の民間事業者による自主検査の測定値とする。</p>
<p>第 3 章 業務要求水準＞第 2 節 処理場施設等運転・維持管理業務＞ （8）その他の業務</p> <p>2) 保安管理業務</p> <p>・民間事業者は、上山市浄水センター等における第三者の立ち入りなどによる事故防止、盗難その他の事態を防止するために、巡回時の門扉や出入口の施錠確認、入出場者管理を行うなど、施設の保安管理に必要な対応を行うこと。</p> <p><u>・上山市浄水センターの機械警備の委託とその管理を行うこと。なお、費用についても民間事業者の負担により実施すること。</u></p>	<p>第 3 章 業務要求水準＞第 2 節 処理場施設等運転・維持管理業務＞ （8）その他の業務</p> <p>2) 保安管理業務</p> <p>・民間事業者は、上山市浄水センター等における第三者の立ち入りなどによる事故防止、盗難その他の事態を防止するために、巡回時の門扉や出入口の施錠確認、入出場者管理を行うなど、施設の保安管理に必要な対応を行うこと。</p>
<p>第 3 章 業務要求水準＞第 4 節 民間事業者による業務改善提案によるプロフィットシェア</p> <p>（11）その他</p> <p>この条項に定めがない事項については、契約書による他、必要に応じて当市及び民間事業者が協議して定めるものとする。</p>	<p>第 3 章 業務要求水準＞第 4 節 民間事業者による業務改善提案によるプロフィットシェア</p> <p>（11）その他</p> <p>この条項に定めがない事項については、事業契約書による他、必要に応じて当市及び民間事業者が協議して定めるものとする。</p>
<p>別紙 5 経費区分と支払額の考え方</p>	<p>別紙 5 経費区分</p>

旧	新（修正版）																																																																																																												
<p>別表 11 の表内 処理場施設等更新・耐震化業務＞耐震診断業務・耐震補強設計業務・耐震補強工事業務 <u>・耐震診断業務・耐震補強設計業務・耐震補強工事業務に関する人件費</u> 当市＞ 民間事業者＞○ <u>・耐震診断業務・耐震補強設計業務・耐震補強工事業務に関する費用</u></p>	<p>別表 11 の表内 処理場施設等更新・耐震化業務＞耐震診断業務・耐震補強設計業務・耐震補強工事業務 ・市が別途発注する耐震補強工事業務に関する人件費(工事監理を除く) 当市＞○ 民間事業者＞ ・市が別途発注する耐震補強工事に関する費用 当市＞○ ・耐震診断業務・耐震補強設計業務・工事監理業務に関する人件費 民間事業者＞○ ・耐震診断業務・耐震補強設計業務・工事監理業務に関する人件費 民間事業者＞○</p>																																																																																																												
<p>別表 12 の表内 ※表全体の差し替え</p> <p style="text-align: right;">単位：m³/年</p> <table border="1" data-bbox="165 890 1077 1299"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th>公共下水道事業</th> <th>農業集落排水事業</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>上山市浄水センター</th> <th>全処理区合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>令和9年度</td><td>1,811,254</td><td>122,700</td><td>1,933,954</td></tr> <tr><td>令和10年度</td><td>3,517,754</td><td>240,000</td><td>3,757,754</td></tr> <tr><td>令和11年度</td><td>3,483,667</td><td>238,622</td><td>3,722,289</td></tr> <tr><td>令和12年度</td><td>3,464,446</td><td>221,127</td><td>3,685,573</td></tr> <tr><td>令和13年度</td><td>3,431,084</td><td>219,817</td><td>3,650,901</td></tr> <tr><td>令和14年度</td><td>3,417,303</td><td>196,649</td><td>3,613,952</td></tr> <tr><td>令和15年度</td><td>3,383,942</td><td>195,442</td><td>3,579,384</td></tr> <tr><td>令和16年度</td><td>3,419,118</td><td>118,178</td><td>3,537,296</td></tr> <tr><td>令和17年度</td><td>3,385,484</td><td>117,469</td><td>3,502,953</td></tr> <tr><td>令和18年度</td><td>3,351,850</td><td>116,760</td><td>3,468,610</td></tr> <tr><td>令和19年度</td><td>1,625,926</td><td>57,058</td><td>1,682,984</td></tr> <tr><td>合計</td><td>34,291,828</td><td>1,843,821</td><td>36,135,649</td></tr> </tbody> </table>	年度	公共下水道事業	農業集落排水事業	合計	上山市浄水センター	全処理区合計	令和9年度	1,811,254	122,700	1,933,954	令和10年度	3,517,754	240,000	3,757,754	令和11年度	3,483,667	238,622	3,722,289	令和12年度	3,464,446	221,127	3,685,573	令和13年度	3,431,084	219,817	3,650,901	令和14年度	3,417,303	196,649	3,613,952	令和15年度	3,383,942	195,442	3,579,384	令和16年度	3,419,118	118,178	3,537,296	令和17年度	3,385,484	117,469	3,502,953	令和18年度	3,351,850	116,760	3,468,610	令和19年度	1,625,926	57,058	1,682,984	合計	34,291,828	1,843,821	36,135,649	<p>別表 12 の表内 ※表全体の差し替え</p> <p style="text-align: right;">単位：m³/年</p> <table border="1" data-bbox="1133 890 2045 1299"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th>公共下水道事業</th> <th>農業集落排水事業</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>上山市浄水センター</th> <th>全処理区合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>令和9年度</td><td>2,059,858</td><td>139,999</td><td>2,199,857</td></tr> <tr><td>令和10年度</td><td>3,517,754</td><td>240,000</td><td>3,757,754</td></tr> <tr><td>令和11年度</td><td>3,483,667</td><td>238,622</td><td>3,722,289</td></tr> <tr><td>令和12年度</td><td>3,464,446</td><td>221,127</td><td>3,685,573</td></tr> <tr><td>令和13年度</td><td>3,431,084</td><td>219,817</td><td>3,650,901</td></tr> <tr><td>令和14年度</td><td>3,417,303</td><td>196,649</td><td>3,613,952</td></tr> <tr><td>令和15年度</td><td>3,383,942</td><td>195,442</td><td>3,579,384</td></tr> <tr><td>令和16年度</td><td>3,419,118</td><td>118,178</td><td>3,537,296</td></tr> <tr><td>令和17年度</td><td>3,385,484</td><td>117,469</td><td>3,502,953</td></tr> <tr><td>令和18年度</td><td>3,351,850</td><td>116,760</td><td>3,468,610</td></tr> <tr><td>令和19年度</td><td>1,360,469</td><td>47,581</td><td>1,408,050</td></tr> <tr><td>合計</td><td>34,274,975</td><td>1,851,643</td><td>36,126,618</td></tr> </tbody> </table>	年度	公共下水道事業	農業集落排水事業	合計	上山市浄水センター	全処理区合計	令和9年度	2,059,858	139,999	2,199,857	令和10年度	3,517,754	240,000	3,757,754	令和11年度	3,483,667	238,622	3,722,289	令和12年度	3,464,446	221,127	3,685,573	令和13年度	3,431,084	219,817	3,650,901	令和14年度	3,417,303	196,649	3,613,952	令和15年度	3,383,942	195,442	3,579,384	令和16年度	3,419,118	118,178	3,537,296	令和17年度	3,385,484	117,469	3,502,953	令和18年度	3,351,850	116,760	3,468,610	令和19年度	1,360,469	47,581	1,408,050	合計	34,274,975	1,851,643	36,126,618
年度		公共下水道事業	農業集落排水事業		合計																																																																																																								
	上山市浄水センター	全処理区合計																																																																																																											
令和9年度	1,811,254	122,700	1,933,954																																																																																																										
令和10年度	3,517,754	240,000	3,757,754																																																																																																										
令和11年度	3,483,667	238,622	3,722,289																																																																																																										
令和12年度	3,464,446	221,127	3,685,573																																																																																																										
令和13年度	3,431,084	219,817	3,650,901																																																																																																										
令和14年度	3,417,303	196,649	3,613,952																																																																																																										
令和15年度	3,383,942	195,442	3,579,384																																																																																																										
令和16年度	3,419,118	118,178	3,537,296																																																																																																										
令和17年度	3,385,484	117,469	3,502,953																																																																																																										
令和18年度	3,351,850	116,760	3,468,610																																																																																																										
令和19年度	1,625,926	57,058	1,682,984																																																																																																										
合計	34,291,828	1,843,821	36,135,649																																																																																																										
年度	公共下水道事業	農業集落排水事業	合計																																																																																																										
	上山市浄水センター	全処理区合計																																																																																																											
令和9年度	2,059,858	139,999	2,199,857																																																																																																										
令和10年度	3,517,754	240,000	3,757,754																																																																																																										
令和11年度	3,483,667	238,622	3,722,289																																																																																																										
令和12年度	3,464,446	221,127	3,685,573																																																																																																										
令和13年度	3,431,084	219,817	3,650,901																																																																																																										
令和14年度	3,417,303	196,649	3,613,952																																																																																																										
令和15年度	3,383,942	195,442	3,579,384																																																																																																										
令和16年度	3,419,118	118,178	3,537,296																																																																																																										
令和17年度	3,385,484	117,469	3,502,953																																																																																																										
令和18年度	3,351,850	116,760	3,468,610																																																																																																										
令和19年度	1,360,469	47,581	1,408,050																																																																																																										
合計	34,274,975	1,851,643	36,126,618																																																																																																										

旧		新（修正版）	
別表 13 の表内 ※表全体の差し替え		別表 13 の表内 ※表全体の差し替え	
単位：t/年		単位：t/年	
年度	公共下水道事業 上山市浄水センター	年度	公共下水道事業 上山市浄水センター
令和9年度	398	令和9年度	453
令和10年度	774	令和10年度	774
令和11年度	766	令和11年度	766
令和12年度	762	令和12年度	762
令和13年度	755	令和13年度	755
令和14年度	752	令和14年度	752
令和15年度	744	令和15年度	744
令和16年度	752	令和16年度	752
令和17年度	745	令和17年度	745
令和18年度	737	令和18年度	737
令和19年度	358	令和19年度	299
合計	7,543	合計	7,539

旧	新（修正版）
<p>別紙7 修繕業務</p> <p>2 業務内容</p> <p>修繕業務は、計画修繕、突発修繕に区分する。計画修繕は、老朽化等により予防的に実施する修繕を含め、年度ごとに年間修繕計画書を作成し、当市と民間事業者で協議のうえ当市の承諾を得て実施すること。</p> <p>修繕実施に際しては、計画修繕は着手前に修繕内容が分かる資料及び、金額算定の根拠資料(1件あたり200万円(税込み)を超える場合は複数社の見積もりを添付、200万未満の場合は1社でも可とする)を事前に当市に提出し、実施すること。修繕完了後は、作業内容及び作業状況が判る写真を添付した修繕完了報告書及び、当市が必要とする施工管理資料を提出し、当市の現地確認を受けること。</p> <p>(1)計画修繕</p> <p>計画修繕は上山市浄水センターを対象とし、年間修繕計画書に従い実施すること。</p>	<p>別紙7 修繕業務</p> <p>2 業務内容</p> <p>修繕業務は、計画修繕、突発修繕に区分する。計画修繕は、老朽化等により予防的に実施する修繕を含め、年度ごとに年間修繕計画書を作成し、当市と民間事業者で協議のうえ当市の承諾を得て実施すること。</p> <p>修繕実施に際しては、計画修繕は着手前に修繕内容が分かる資料及び、金額算定の根拠資料(1件あたり200万円(税込み)を超える場合は複数社の見積もりを添付、200万以下の場合は1社でも可とする)を事前に当市に提出し、実施すること。修繕完了後は、作業内容及び作業状況が判る写真を添付した修繕完了報告書及び、当市が必要とする施工管理資料を提出し、当市の現地確認を受けること。</p> <p>(1)計画修繕</p> <p>計画修繕のうち、上山市浄水センターについては、年間修繕計画書に従い実施すること。管路施設については、事業期間中に作成するストックマネジメント修繕・改築計画に基づき実施すること。</p>
<p>別紙8 ユーティリティ等の想定使用量</p> <p>ユーティリティ等の想定使用量を、別表15及び別表16に示す。</p> <p>なお、下水道事業の調達管理業務に含まれる電力は、別紙6に示す対象事業全体の各年度の想定流入下水量から±3%の変動が生じた場合、契約書に従い当市と民間事業者で協議し精算するものとする。</p>	<p>別紙8 ユーティリティ等の想定使用量</p> <p>ユーティリティ等の想定使用量を、別表15及び別表16に示す。</p> <p>なお、下水道事業及び農業集落排水事業の調達管理業務に含まれる電力及び別表16に示す薬品については、別紙6に示す対象事業全体の各年度の想定流入下水量から±3%の変動が生じた場合、事業契約書に従い当市と民間事業者で協議し精算するものとする。</p>

旧				新（修正版）					
別表 15 の表内 ※表全体の差し替え				別表 15 の表内 ※表全体の差し替え					
単位：kWh/年				単位：kWh/年					
年度	公共下水道事業		農業集落排水事業 全処理区合計	合計	年度	公共下水道事業		農業集落排水事業 全処理区合計	合計
	上山市浄水センター					上山市浄水センター			
令和9年度	724,502		139,228	863,730	令和9年度	823,943		158,857	982,800
令和10年度	1,407,102		272,328	1,679,430	令和10年度	1,407,102		272,328	1,679,430
令和11年度	1,393,467		270,765	1,664,232	令和11年度	1,393,467		270,765	1,664,232
令和12年度	1,385,778		251,709	1,637,487	令和12年度	1,385,778		251,709	1,637,487
令和13年度	1,372,434		250,218	1,622,652	令和13年度	1,372,434		250,218	1,622,652
令和14年度	1,366,921		233,148	1,600,069	令和14年度	1,366,921		233,148	1,600,069
令和15年度	1,353,577		231,716	1,585,293	令和15年度	1,353,577		231,716	1,585,293
令和16年度	1,367,647		160,723	1,528,370	令和16年度	1,367,647		160,723	1,528,370
令和17年度	1,354,194		159,757	1,513,951	令和17年度	1,354,194		159,757	1,513,951
令和18年度	1,340,740		158,793	1,499,533	令和18年度	1,340,740		158,793	1,499,533
令和19年度	650,370		77,599	727,969	令和19年度	544,187		64,709	608,896
合計	13,716,732		2,205,984	15,922,716	合計	13,709,990		2,212,723	15,922,713
別表 16 の表内 ※表全体の差し替え				別表 16 の表内 ※表全体の差し替え					
年度	公共下水道事業		農業集落排水事業		年度	公共下水道事業		農業集落排水事業	
	上山市		全処理区合計			上山市		全処理区合計	
	次亜塩素酸 ナトリウム (kg/年)	高分子凝集剤 (kg/年)	固形塩素 (kg/年)			次亜塩素酸 ナトリウム (kg/年)	高分子凝集剤 (kg/年)	固形塩素 (kg/年)	
令和9年度	21,373	2,717	239		令和9年度	24,306	3,090	273	
令和10年度	41,509	5,277	468		令和10年度	41,509	5,277	468	
令和11年度	41,107	5,226	465		令和11年度	41,107	5,226	465	
令和12年度	40,880	5,197	435		令和12年度	40,880	5,197	435	
令和13年度	40,487	5,147	433		令和13年度	40,487	5,147	433	
令和14年度	40,324	5,126	367		令和14年度	40,324	5,126	367	
令和15年度	39,931	5,076	365		令和15年度	39,931	5,076	365	
令和16年度	40,346	5,129	232		令和16年度	40,346	5,129	232	
令和17年度	39,949	5,078	231		令和17年度	39,949	5,078	231	
令和18年度	39,552	5,028	230		令和18年度	39,552	5,028	230	
令和19年度	19,186	2,439	112		令和19年度	16,054	2,041	93	
合計	404,644	51,440	3,577		合計	404,445	51,415	3,592	

旧	新（修正版）
<p>別紙 12 改築設計業務仕様書＞2 改築等設計</p> <p>(5) 成果品</p> <p>設計業務の成果品は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種検討書及び設計計算書(概算工事費の算定を含む) ・設計図、数量計算書 ・機器仕様書(製作仕様書、機器製作図・承諾図) ・工事実施工程表 ・電子データ ・その他、当市が指示する図書 	<p>別紙 12 改築設計業務仕様書＞2 改築等設計</p> <p>(5) 成果品</p> <p>設計業務の成果品は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種検討書及び設計計算書(概算工事費の算定を含む) ・設計図、数量計算書 ・機器仕様書 ・工事実施工程表 ・電子データ ・その他、当市が指示する図書
<p>別紙 13 改築設計・改築工事の積算方法</p> <p>5 諸経費調整</p> <p>山形県県土整備部積算基準に従い、工事種別単位で諸経費調整を行うこと。</p>	<p>別紙 13 改築設計・改築工事の積算方法</p> <p>5 諸経費調整</p> <p>山形県県土整備部積算基準（土木工事標準積算基準書）に従い、工事種別単位で諸経費調整を行うこと。</p>
<p>別紙 15 耐震補強設計業務仕様書</p> <p>1 目的</p> <p>本業務は、震度法による静的線形解析に基づく耐震診断結果を踏まえ、耐震補強実施設計を行うこととする。</p>	<p>別紙 15 耐震補強設計業務仕様書</p> <p>1 目的</p> <p>本業務は、震度法による静的非線形解析に基づく耐震診断結果を踏まえ、耐震補強実施設計を行うこととする。</p>

旧	新（修正版）
<p>別紙 15 耐震補強設計業務仕様書＞4 成果品</p> <p>(1)実施設計図書</p> <p><u>1)資料収集リスト</u></p> <p><u>2)施設概要</u></p> <p><u>3)詳細診断書</u></p> <p><u>4)耐震計算書</u></p> <p><u>5)耐震補強計画図</u></p> <p><u>6)概算工事費、工期計算書</u></p> <p><u>7)耐震診断結果及び補強状況のとりまとめ</u></p> <p><u>8)その他資料(耐震補強計画・総合評価)</u></p>	<p>別紙 15 耐震補強設計業務仕様書＞4 成果品</p> <p>(1)実施設計図書</p> <p>1)実施設計(詳細設計)図</p> <p>2)計算書(数量計算書を除く)</p> <p>3)工事特記仕様書(土木) 工事特記仕様書(建築)</p> <p>4)工事設計書</p>
<p>別紙 16 工事監理業務仕様書＞3 業務内容</p> <p>(1)業務対象工事の施工状況の確認等</p> <p>1)民間事業者のうち工事監理を行うもの(以下、「工事監理者」という)は、工事着手時に工事監理業務計画書を作成し当市と十分に事前協議を行い、業務を行うものとする。</p> <p>2)工事監理は、別表 29 に従い工事監理計画書を作成するものとする。</p>	<p>別紙 16 工事監理業務仕様書＞3 業務内容</p> <p>(1)業務対象工事の施工状況の確認等</p> <p>1)工事監理を行うもの(以下、「工事監理者」という)は、工事着手時に工事監理業務計画書を作成し当市と十分に事前協議を行い、業務を行うものとする。</p> <p>2)工事監理者は、別表 29 に従い工事監理計画書を作成するものとする。</p>
<p>別表 31 の表内</p> <p>既存1年分</p>	<p>別表 31 の表内</p> <p>1年分</p>

旧	新（修正版）
【上山市下水道施設包括的管理等事業 基本協定書(案)】	
<p>第14条 当市及び構成企業は、本協定又は本事業に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本協定の履行又は本事業の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本協定に特に定める場合を除き、相手方の事前の承諾なしに第三者（民間事業者及び他の構成企業を除く。）に開示してはならない。</p> <p>2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれない。</p> <p>（1）開示の時に公知である情報</p> <p>（2）相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報</p> <p>（3）相手方に対する開示の後に、当該情報受領者の責に帰すことのできない事由により公知となった情報</p> <p>（4）当市及び構成企業が、本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報</p>	<p>第14条 当市及び構成企業は、本協定又は本事業に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本協定の履行又は本事業の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本協定に特に定める場合を除き、相手方の事前の承諾なしに第三者（民間事業者及び他の構成企業を除く。）に開示してはならない。</p> <p>2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれない。</p> <p>（1）開示の時に公知である情報</p> <p>（2）相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報</p> <p>（3）相手方に対する開示の後に、当該情報受領者の責に帰すことのできない事由により公知となった情報</p> <p>（4）当市及び構成企業が、本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報</p> <p>（5）相手方から開示された情報によることなく独自に開発、取得した情報</p>

旧	新（修正版）
【上山市下水道施設包括的管理等事業 事業契約書（案）】	
<p>1項 第4条 第1章 総則 第4条 民間事業者は、次<u>の</u>各号の期間中、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を当市に寄託しなければならない。</p> <p>(1) 契約保証金の納付 (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供 (3) 本契約による債務の不履行により生ずる損害金及び違約金の支払を保証する銀行、当市が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「保証事業法」という。）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証 (4) 本契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証 (5) 本契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結</p>	<p>1項 第4条 第1章 総則 第4条 民間事業者は、次項各号の期間中、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を当市に寄託しなければならない。</p> <p>(1) 契約保証金の納付 (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供 (3) 本契約による債務の不履行により生ずる損害金及び違約金の支払を保証する銀行、当市が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「保証事業法」という。）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証 (4) 本契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証 (5) 本契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結</p>
<p>4項 第29条 第2章 運転維持管理業務等>第2節 運転維持管理業務等の実施 第29条 民間事業者は、前2項の各修繕業務の着手前に、修繕内容が分かる資料及び金額算定の根拠資料（1件あたり200万円（税込）を超える場合は複数社、200万円未満の場合は1社以上の見積書を添付するものとする。）を当市に提出しなければならない。</p>	<p>4項 第29条 第2章 運転維持管理業務等>第2節 運転維持管理業務等の実施 第29条 民間事業者は、前2項の各修繕業務の着手前に、修繕内容が分かる資料及び金額算定の根拠資料（1件あたり200万円（税込）を超える場合は複数社、200万円以下の場合は1社以上の見積書を添付するものとする。）を当市に提出しなければならない。</p>

旧	新（修正版）
<p>6項 第29条</p> <p>第2章 運転維持管理業務等>第2節 運転維持管理業務等の実施</p> <p>第29条 本条に基づき実施される運転維持管理対象施設の修繕業務のうち、<u>上山市浄水センター、マンホールポンプ場（公共下水道事業）、農業集落排水処理施設、中継ポンプ場（農業集落排水事業）、及び合併処理浄化槽（浄化槽市町村整備推進事業施設）</u>の修繕業務の対価は、各施設に係る第31条に基づく臨機の措置により実施される修繕業務の対価とあわせて、一事業年度あたり、要求水準書別紙7別表14に定める年間上限額を上限とするものとする。</p>	<p>6項 第29条</p> <p>第2章 運転維持管理業務等>第2節 運転維持管理業務等の実施</p> <p>第29条 本条に基づき実施される運転維持管理対象施設の修繕業務の対価は、各施設に係る第31条に基づく臨機の措置により実施される修繕業務の対価とあわせて、一事業年度あたり、要求水準書別紙7別表14に定める年間上限額を上限とするものとする。</p>
<p>5項 第35条</p> <p>第3章 処理場施設等更新・耐震化業務及び管路施設更新支援業務>第2節 スtockマネジメント計画作成業務</p> <p>第35条 民間事業者は、本条に基づき作成するStockマネジメント計画については、当市及び民間事業者が別途合意した場合を除き、Stockマネジメント計画に基づき行われる改築工事業務及び点検・調査（管路施設維持管理業務）に要する費用の総額を、当該Stockマネジメント計画の対象となる5事業年度に係る改築工事業務及び点検・調査（管路施設維持管理業務）に要する費用の各総額として提案書類に記載された金額以内の額となるように作成しなければならない。</p>	<p>5項 第35条</p> <p>第3章 処理場施設等更新・耐震化業務及び管路施設更新支援業務>第2節 スtockマネジメント計画作成業務</p> <p>第35条 民間事業者は、本条に基づき作成するStockマネジメント計画については、当市及び民間事業者が別途合意した場合を除き、Stockマネジメント計画に基づき行われる改築工事業務及び点検・調査（管路施設維持管理業務）に要する費用の総額を、当該Stockマネジメント計画の対象となる5事業年度に係る改築工事業務及び点検・調査（管路施設維持管理業務）に要する費用の各総額として提案書類に記載された金額（ただし、賃金又は物価の変動に基づくサービス対価の変更が想定される場合は、賃金又は物価の変動を反映した金額とする。）以内の額となるように作成しなければならない。</p>

旧	新（修正版）
<p>1項 第36条</p> <p>第3章 処理場施設等更新・耐震化業務及び管路施設更新支援業務＞第2節 スtockマネジメント計画作成業務</p> <p>第36条 民間事業者は、前条第2項の各Stockマネジメント修繕・改築計画の作成後、第3項の改築実施基本協定の締結までに、当該Stockマネジメント修繕・改築計画の対象期間中に実施する改築設計業務及び改築工事業務のサービス対価Aの提案金額を算定し、当市に提出して当市の承諾を得るものとする。これにより算定する提案金額は、提案書類に民間事業者が記載した提案金額以内としなければならない。</p>	<p>1項 第36条</p> <p>第3章 処理場施設等更新・耐震化業務及び管路施設更新支援業務＞第2節 スtockマネジメント計画作成業務</p> <p>第36条 民間事業者は、前条第2項の各Stockマネジメント修繕・改築計画の作成後、第3項の改築実施基本協定の締結までに、当該Stockマネジメント修繕・改築計画の対象期間中に実施する改築設計業務及び改築工事業務のサービス対価Aの提案金額を算定し、当市に提出して当市の承諾を得るものとする。これにより算定する提案金額は、提案書類に民間事業者が記載した提案金額（ただし、賃金又は物価の変動に基づくサービス対価の変更が想定される場合は、賃金又は物価の変動を反映した金額とする。）以内としなければならない。</p>

旧	新（修正版）
<p>3項 第37条</p> <p>第3章 処理場施設等更新・耐震化業務及び管路施設更新支援業務＞第3節 設計業務</p> <p>第37条 民間事業者は、設計業務の具体的な実施年度、業務対象、完了期限及び対応するサービス対価について、毎事業年度、当該年度に実施する設計業務の国補助金に係る国の予算配分の状況に応じて当市が定める日までに、当市と協議の上、別紙4（年度実施協定（設計業務））の様式による年度実施協定（設計業務）を締結する。年度実施協定（設計業務）に定める業務対象（ただし耐震補強設計業務を除く）に対するサービス対価は、前項の積算結果を踏まえて、当該事業年度を期間として含む改築実施基本協定に定める当該事業年度の改築設計業務に要する費用の金額以内としなければならない。ただし、本契約にしたがって年度実施協定（設計業務）を変更する場合はこの限りでない。</p>	<p>3項 第37条</p> <p>第3章 処理場施設等更新・耐震化業務及び管路施設更新支援業務＞第3節 設計業務</p> <p>第37条 民間事業者は、設計業務の具体的な実施年度、業務対象、完了期限及び対応するサービス対価について、毎事業年度、当該年度に実施する設計業務の国補助金に係る国の予算配分の状況に応じて当市が定める日までに、当市と協議の上、別紙4（年度実施協定（設計業務））の様式による年度実施協定（設計業務）を締結する。年度実施協定（設計業務）に定める業務対象（ただし耐震補強設計業務を除く）に対するサービス対価は、前項の積算結果を踏まえて、当該事業年度を期間として含む改築実施基本協定に定める当該事業年度の改築設計業務に要する費用の金額（ただし、賃金又は物価の変動に基づくサービス対価の変更が想定される場合は、賃金又は物価の変動を反映した金額とする。）以内としなければならない。ただし、本契約にしたがって年度実施協定（設計業務）を変更する場合はこの限りでない。</p>

旧	新（修正版）
<p>3項 第41条</p> <p>第3章 処理場施設等更新・耐震化業務及び管路施設更新支援業務＞第4節 改築工事業務</p> <p>第41条 民間事業者は、改築工事業務の具体的な実施年度、業務対象（工事名、工事区分）、完成期限及び対応するサービス対価等について、毎事業年度、当該年度に実施する改築工事業務の国補助金に係る国の予算配分の状況に応じて当市が定める日までに、当市と協議の上、別紙5（年度実施協定（改築工事業務））の様式による年度実施協定（改築工事業務）を締結する。年度実施協定（改築工事業務）に定める業務対象に対するサービス対価は、前項の積算結果を踏まえて、当該事業年度を期間として含む改築実施基本協定に定める当該事業年度の改築工事業務に要する費用の金額以内としなければならない。ただし、本契約にしたがって年度実施協定（改築工事業務）を変更する場合はこの限りでない。</p>	<p>3項 第41条</p> <p>第3章 処理場施設等更新・耐震化業務及び管路施設更新支援業務＞第4節 改築工事業務</p> <p>第41条 民間事業者は、改築工事業務の具体的な実施年度、業務対象（工事名、工事区分）、完成期限及び対応するサービス対価等について、毎事業年度、当該年度に実施する改築工事業務の国補助金に係る国の予算配分の状況に応じて当市が定める日までに、当市と協議の上、別紙5（年度実施協定（改築工事業務））の様式による年度実施協定（改築工事業務）を締結する。年度実施協定（改築工事業務）に定める業務対象に対するサービス対価は、前項の積算結果を踏まえて、当該事業年度を期間として含む改築実施基本協定に定める当該事業年度の改築工事業務に要する費用の金額（ただし、賃金又は物価の変動に基づくサービス対価の変更が想定される場合は、賃金又は物価の変動を反映した金額とする。）以内としなければならない。ただし、本契約にしたがって年度実施協定（改築工事業務）を変更する場合はこの限りでない。</p>
<p>1項 第43条</p> <p>第3章 処理場施設等更新・耐震化業務及び管路施設更新支援業務＞第4節 改築工事業務</p> <p>第43条 民間事業者は、本件各工事期間中、改築工事業務の進捗状況を管理・把握するため、当市の指定する書式により各改築対象施設それぞれの改築工事業務に係る出来高検査に必要な書類を作成し、各事業年度終了日の<u>60</u>日前までに、当市に提出しなければならない。</p>	<p>1項 第43条</p> <p>第3章 処理場施設等更新・耐震化業務及び管路施設更新支援業務＞第4節 改築工事業務</p> <p>第43条 民間事業者は、本件各工事期間中、改築工事業務の進捗状況を管理・把握するため、当市の指定する書式により各改築対象施設それぞれの改築工事業務に係る出来高検査に必要な書類を作成し、各事業年度終了日の<u>30</u>日前までに、当市に提出しなければならない。</p>

旧	新（修正版）
<p>1項 第45条</p> <p>第3章 処理場施設等更新・耐震化業務及び管路施設更新支援業務＞第4節 改築工事業務</p> <p>第45条 民間事業者は、各改築工事業務について、次の各号に定められるところの事由が全て満たされた場合、当市に対し、当該改築工事業務に係る改築工事業務完了届を提出する。当市は、当該業務完了届を受領後7日以内に、当該改築工事業務に関して、次の各号に規定するところの事由が全て満たされているかを確認し、当該事由が全て満たされていることが確認できたときは、民間事業者による当該改築工事業務に係る履行の完了を証する業務完了証を作成した上、民間事業者に対して交付する。</p> <p>（1）第18条第1項に規定する保険のうち、当該施設に付保されるべき別紙2に定める内容を有する保険の保険証書の写しが当市に対して提出されたこと。</p> <p><u>（2）第19条第1項に規定する事業実施計画書、第20条第1項に規定する年間運営計画書及び第21条第2項に規定する業務マニュアルに関し、当該施設の運転維持管理業務等に必要な変更又は改定を完了したこと。</u></p> <p><u>（3）第24条第4項の規定に基づく当該施設の運転維持管理業務等の実施体制の整備が完了したこと。</u></p> <p><u>（4）第44条の規定に基づく本件各工事の検査及び引渡しが完了したこと。</u></p> <p><u>（5）第52条第13項の規定に基づく工事受託企業の作成に係る保証書の原本が当市に対して提出されたこと。</u></p>	<p>1項 第45条</p> <p>第3章 処理場施設等更新・耐震化業務及び管路施設更新支援業務＞第4節 改築工事業務</p> <p>第45条 民間事業者は、各改築工事業務について、次の各号に定められるところの事由が全て満たされた場合、当市に対し、当該改築工事業務に係る改築工事業務完了届を提出する。当市は、当該業務完了届を受領後7日以内に、当該改築工事業務に関して、次の各号に規定するところの事由が全て満たされているかを確認し、当該事由が全て満たされていることが確認できたときは、民間事業者による当該改築工事業務に係る履行の完了を証する業務完了証を作成した上、民間事業者に対して交付する。</p> <p>（1）第18条第1項に規定する保険のうち、当該施設に付保されるべき別紙2に定める内容を有する保険の保険証書の写しが当市に対して提出されたこと。</p> <p>（2）第44条の規定に基づく本件各工事の検査及び引渡しが完了したこと。</p> <p>（3）第52条第13項の規定に基づく工事受託企業の作成に係る保証書の原本が当市に対して提出されたこと。</p>

旧	新（修正版）
<p>1項 第50条</p> <p>第3章 処理場施設等更新・耐震化業務及び管路施設更新支援業務＞第4節 改築工事業務</p> <p>第50条 市は、<u>前条</u>の規定による各改築対象施設の引渡し前においても、各改築対象施設の全部又は一部を民間事業者の承諾を得て使用することができる。</p>	<p>1項 第50条</p> <p>第3章 処理場施設等更新・耐震化業務及び管路施設更新支援業務＞第4節 改築工事業務</p> <p>第50条 市は、第44条の規定による各改築対象施設の引渡し前においても、各改築対象施設の全部又は一部を民間事業者の承諾を得て使用することができる。</p>
<p>2項 第51条</p> <p>第3章 処理場施設等更新・耐震化業務及び管路施設更新支援業務＞第4節 改築工事業務</p> <p>第51条 民間事業者は、前項に規定する対応計画において、各改築工事業務の可及的速やかな完了に向けての対策及び<u>想定される事業期間の開始までの予定</u>を明らかにしなければならない。</p>	<p>2項 第51条</p> <p>第3章 処理場施設等更新・耐震化業務及び管路施設更新支援業務＞第4節 改築工事業務</p> <p>第51条 民間事業者は、前項に規定する対応計画において、各改築工事業務の可及的速やかな完了に向けての対策及び各改築工事業務の完了までの予定を明らかにしなければならない。</p>
<p>1項 第52条</p> <p>第3章 処理場施設等更新・耐震化業務及び管路施設更新支援業務＞第4節 改築工事業務</p> <p>第52条 当市は、各改築対象施設（システムプログラムソフトウェア並びに当該施設内に設置された施設設備、機器等を含む。以下本条において同じ。）が性能、種類又は品質に関して本契約の内容に適合しないもの（要求水準書に定める要求水準未達のみならず、提案書類に基づく提案未実現を含む。以下「契約不適合」という。）であることを発見したときは、民間事業者に対して相当の期間を定めてその修補（備品については取り替えも含む。以下同じ。）又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、この限りでない。</p>	<p>1項 第52条</p> <p>第3章 処理場施設等更新・耐震化業務及び管路施設更新支援業務＞第4節 改築工事業務</p> <p>第52条 当市は、各改築対象施設（システムプログラムソフトウェア並びに当該施設内に設置された施設設備、機器等を含む。以下本条において同じ。）が性能、種類又は品質に関して本契約の内容に適合しないもの（本契約に定める要求水準未達のみならず、提案書類に基づく提案未実現を含む。以下「契約不適合」という。）であることを発見したときは、民間事業者に対して相当の期間を定めてその修補（備品については取り替えも含む。以下同じ。）又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、この限りでない。</p>

旧	新（修正版）
<p>1項 第59条 第7章 対価の支払</p> <p>第59条 民間事業者は、処理場施設等更新・耐震化業務（耐震診断業務及び改築工事業務を除く。以下本条において同じ。）及び管路施設更新支援業務並びに1件200万円以上の各改築工事業務については、保証事業会社との間で、処理場施設等更新・耐震化業務及び管路施設更新支援業務については各業務それぞれの委託完了の時期、各改築工事業務については本件各工事の引渡完了日を保証期限とする保証事業法第2条第5項に規定する保証契約（以下本条において「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を当市に寄託して、各業務それぞれにつき、次の各号に掲げる業務の区分に応じて、次の各号に規定する限度額内で前払金の支払を当市に請求することができる。</p> <p>（1）処理場施設等更新・耐震化業務及び管路施設更新支援業務は、サービス対価のうち当該各業務それぞれに係る対価（以下「各業務前払金基準額」という。）の10分の3以内。</p> <p>（2）改築工事業務は、サービス対価Aのうち当該各改築対象施設の改築工事業務に係る対価（特別調査に係る費用を除き、以下「各工事前払金基準額」という。）の10分の4以内</p>	<p>1項 第59条 第7章 対価の支払</p> <p>第59条 民間事業者は、処理場施設等更新・耐震化業務（耐震診断業務及び改築工事業務を除く。以下本条において同じ。）及び管路施設更新支援業務並びに1件200万円以上の各改築工事業務については、保証事業会社との間で、処理場施設等更新・耐震化業務及び管路施設更新支援業務については各業務それぞれの委託完了の時期、各改築工事業務については本件各工事の引渡完了日を保証期限とする保証事業法第2条第5項に規定する保証契約（以下本条において「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を当市に寄託して、各業務それぞれにつき、次の各号に掲げる業務の区分に応じて、次の各号に規定する限度額内で前払金の支払を当市に請求することができる。</p> <p>（1）処理場施設等更新・耐震化業務及び管路施設更新支援業務は、サービス対価のうち当該各業務それぞれに係る対価（特別調査に係る費用を除き、以下「各業務前払金基準額」という。）の10分の3以内。</p> <p>（2）改築工事業務は、サービス対価Aのうち当該各改築対象施設の改築工事業務に係る対価（以下「各工事前払金基準額」という。）の10分の4以内</p>
<p>1項 第63条 第8章 契約期間及び契約の終了</p> <p>第63条 （12）各改築対象施設が契約不適合である場合において、当該契約不適合が<u>当該施設を除却した上で再び建設しなければ</u>本事業の目的を達成することができないものであるとき。</p>	<p>1項 第63条 第8章 契約期間及び契約の終了</p> <p>第63条 （12）各改築対象施設が契約不適合である場合において、当該契約不適合が重大で本事業の目的を達成することができないものであるとき。</p>

旧	新（修正版）
<p>4項 第66条</p> <p>第8章 契約期間及び契約の終了</p> <p>第66条 第2項の違約金は、同項各号のいずれかに該当した日（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合には、前各号に掲げる者が本契約を解除した日をいう。以下本条において「第2項各号該当日」という。）が属する期間に応じて、次の各号の定める金額（第63条第3号の規定により本契約が解除された場合であって、基本協定書第11条により当市に対して違約金又は賠償金が支払われたときは、当該支払済みの金額を控除した金額）とする。なお、該当日が属する期間が複数重なる場合には、各該当期間に係る次の各号に定める金額の合計額とする。</p> <p>（1）事業期間中</p> <p>第2項各号該当日が属する事業年度のサービス対価B、サービス対価C及びサービス対価Fの支払予定額の合計相当額（消費税及び地方消費税相当額を含む金額とする。）の10分の1</p> <p>（2）改築設計業務及び改築工事業務の実施期間中</p> <p>一工事に係る改築設計業務及び改築工事業務を実施する期間を一単位として、各期間中に、第2項各号が該当した場合、各期間に対応する改築設計業務及び改築工事業務に係るサービス対価Aの合計相当額（消費税及び地方消費税相当額を含む金額とする。）の10分の1以上</p>	<p>4項 第66条</p> <p>第8章 契約期間及び契約の終了</p> <p>第66条 第2項の違約金は、同項各号のいずれかに該当した日（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合には、前各号に掲げる者が本契約を解除した日をいう。以下本条において「第2項各号該当日」という。）が属する期間に応じて、次の各号の定める金額（第63条第3号の規定により本契約が解除された場合であって、基本協定書第11条により当市に対して違約金又は賠償金が支払われたときは、当該支払済みの金額を控除した金額）とする。なお、該当日が属する期間が複数重なる場合には、各該当期間に係る次の各号に定める金額の合計額とする。</p> <p>（1）事業期間中</p> <p>第2項各号該当日が属する事業年度のサービス対価B、サービス対価C及びサービス対価Fの支払予定額の合計相当額（消費税及び地方消費税相当額を含む金額とする。）の10分の1</p> <p>（2）改築設計業務及び改築工事業務の実施期間中</p> <p>一工事に係る改築設計業務及び改築工事業務を実施する期間を一単位として、各期間中に、第2項各号が該当した場合、各期間に対応する改築設計業務及び改築工事業務に係るサービス対価Aの合計相当額（消費税及び地方消費税相当額を含む金額とする。）の10分の1</p>

旧	新（修正版）
<p>2項 第91条</p> <p>第8章 契約期間及び契約の終了</p> <p>第91条 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれない。</p> <p>(1) 開示の時に公知である情報</p> <p>(2) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報</p> <p>(3) 相手方に対する開示の後に、当該情報受領者の責に帰すことのできない事由により公知となった情報</p> <p>(4) 当市及び民間事業者が、本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報</p>	<p>2項 第91条</p> <p>第8章 契約期間及び契約の終了</p> <p>第91条 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれない。</p> <p>(1) 開示の時に公知である情報</p> <p>(2) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報</p> <p>(3) 相手方に対する開示の後に、当該情報受領者の責に帰すことのできない事由により公知となった情報</p> <p>(4) 当市及び民間事業者が、本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報</p> <p>(5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発、取得した情報</p>
<p>別紙1 用語の定義集（五十音順）</p> <p>71. 「要求水準」とは、当市が本事業の実施にあたり、<u>要求水準書</u>に基づき民間事業者に履行を求める業務水準をいう。なお、提案書類に記載された提案内容が<u>要求水準書</u>に記載された水準を上回る場合は、当該提案内容による水準を適用する。</p>	<p>別紙1 用語の定義集（五十音順）</p> <p>71. 「要求水準」とは、当市が本事業の実施にあたり、本契約に基づき民間事業者に履行を求める業務水準をいう。なお、提案書類に記載された提案内容が本契約又は募集要項等に記載された水準を上回る場合は、当該提案内容による水準を適用する。</p>

旧	新（修正版）
<p>別紙4 年度実施協定（設計業務）</p> <p>第1条 事業契約に基づき令和〇年度において民間事業者が実施する設計業務の業務対象、完了期限及びサービス対価は、以下のとおりとする（以下、かかる業務を「本年度業務」という。）。</p> <p>設計業務対象： 完了期限： サービス対価A又はF：</p>	<p>別紙4 年度実施協定（設計業務）</p> <p>第1条 事業契約に基づき令和〇年度において民間事業者が実施する設計業務の業務対象、完了期限及びサービス対価（特別調査に係る費用を除く。）は、以下のとおりとする（以下、かかる業務を「本年度業務」という。）。</p> <p>なお、特別調査に係る費用は、別途、実績に応じて支払うものとする。</p> <p>設計業務対象： 完了期限： サービス対価A又はF：</p>
<p>別紙5 年度実施協定（改築工事業務）</p> <p>第1条 事業契約及び本基本協定に基づき令和〇年度において民間事業者が実施する改築工事業務の工事名、工事区分、完成期限、年度支出及び工事金額（<u>特別調査に係る費用を除く。</u>）は、以下のとおりとする。</p> <p><u>なお、特別調査に係る費用は、別途、実績に応じて支払うものとする。</u></p>	<p>別紙5 年度実施協定（改築工事業務）</p> <p>第1条 事業契約及び本基本協定に基づき令和〇年度において民間事業者が実施する改築工事業務の工事名、工事区分、完成期限、年度支出及び工事金額は、以下のとおりとする。</p>

旧	新（修正版）
<p>別紙 7-1 対価の構成及び支払方法>1. サービス対価の構成及び支払>表内</p> <p>サービス対価 B >対象となる費用 左記業務の費用並びに <u>SPC 組成・運営費用、公租公課の費用</u></p>	<p>別紙 7-1 対価の構成及び支払方法>1. サービス対価の構成及び支払>表内</p> <p>サービス対価 B >対象業務 ・業務管理、危機管理対応、安全管理</p> <p>サービス対価 B >対象施設 ・全施設</p> <p>サービス対価 B >対象となる費用 左記業務の費用並びに SPC 組成・運営費用、公租公課の費用</p> <p>サービス対価 B >対象となる費用 左記業務の費用</p>

旧	新（修正版）
<p>別紙 7-1 対価の構成及び支払方法>2. 支払の算定方法及び支払額（以下の対価には、消費税及び地方消費税の額を含まない。）>（1）サービス対価A>イ 対価の支払方法</p> <p>(イ) 当市は、改築設計業務に係る対価は第 38 条に規定する各改築設計業務それぞれの完了後、改築工事業務に係る対価は第 45 条に規定する各業務完了証それぞれの交付後、サービス対価 A から支払済みの前払金を控除した後の残額を、民間事業者から請求を受けて支払う。</p> <p>(ウ) 前(イ)にかかわらず、各改築工事業務に係るサービス対価 A（前払金を除く。）の支払については、当市は、次の①から⑥に定めるところにより、民間事業者の請求を受けて支払う。</p> <p>① 当市は、年度実施協定（改築工事業務）に定めるサービス対価 A の金額を元に、各会計年度 1 回、第 43 条に基づく出来高検査により当市の確認を受けた出来高に相応するサービス対価 A 相当額（以下「部分払基準額」という。）以内の額を、②から⑤までに定めるところにより、民間事業者に支払う（以下「部分払」という。）。<u>ただし、特別調査に係る費用は部分払の対象外とする。</u></p>	<p>別紙 7-1 対価の構成及び支払方法>2. 支払の算定方法及び支払額（以下の対価には、消費税及び地方消費税の額を含まない。）>（1）サービス対価 A>イ 対価の支払方法</p> <p>(イ) 当市は、改築設計業務に係る対価は第 38 条に規定する各改築設計業務それぞれの完了後、改築工事業務に係る対価は第 45 条に規定する各業務完了証それぞれの交付後、サービス対価 A から支払済みの前払金を控除した後の残額を、民間事業者から請求を受けて支払う。ただし、特別調査に係る費用は部分払の対象外とする。</p> <p>(ウ) 前(イ)にかかわらず、各改築工事業務に係るサービス対価 A（前払金を除く。）の支払については、当市は、次の①から⑥に定めるところにより、民間事業者の請求を受けて支払う。</p> <p>① 当市は、年度実施協定（改築工事業務）に定めるサービス対価 A の金額を元に、各会計年度 1 回、第 43 条に基づく出来高検査により当市の確認を受けた出来高に相応するサービス対価 A 相当額（以下「部分払基準額」という。）以内の額を、②から⑤までに定めるところにより、民間事業者に支払う（以下「部分払」という。）。ただし、産業廃棄物等処分業務に係る対価は、別途、実績に応じて支払うものとする。</p>
<p>別紙 7-1 対価の構成及び支払方法>2. 支払の算定方法及び支払額（以下の対価には、消費税及び地方消費税の額を含まない。）>（2）サービス対価 B>ア 対価の算出方法</p> <p>当市は、民間事業者による対象業務の実施に対するサービス対価 B として、別紙 7-3 に定めるサービス対価 B の金額を民間事業者に支払うものとする。</p>	<p>別紙 7-1 対価の構成及び支払方法>2. 支払の算定方法及び支払額（以下の対価には、消費税及び地方消費税の額を含まない。）>（2）サービス対価 B>ア 対価の算出方法</p> <p>当市は、民間事業者による対象業務の実施に対するサービス対価 B として、別紙 7-3 に定めるサービス対価 B の金額を民間事業者に支払うものとする。</p> <p>ただし、産業廃棄物等処分業務に係る対価は、別途、実績に応じて支払うものとする。</p>

旧	新（修正版）
<p>別紙 7-1 対価の構成及び支払方法>2. 支払の算定方法及び支払額（以下の対価には、消費税及び地方消費税の額を含まない。）> (2) サービス対価 B>イ 対価の支払方法</p> <p>当市は、サービス対価 B の支払については、四半期毎に、年間の支払額の 4 分の 1 相当額を事業期間中に計 40 回支払う。ただし、初年度は年間の支払額の 7 分の 4 相当額を 12 月末に支払、7 分の 3 相当額を 3 月末に支払う。また、最終年度は年間の支払額の 5 分の 3 相当額を 6 月末に支払、5 分の 2 相当額を 8 月末に支払う。</p>	<p>別紙 7-1 対価の構成及び支払方法>2. 支払の算定方法及び支払額（以下の対価には、消費税及び地方消費税の額を含まない。）> (2) サービス対価 B>イ 対価の支払方法</p> <p>当市は、サービス対価 B（産業廃棄物等処分業務に係る対価を除く。）の支払については、四半期毎に、年間の支払額の 4 分の 1 相当額を事業期間中に計 40 回支払う。ただし、初年度は、9~12 月分として年間の支払額の 7 分の 4 相当額を、1~3 月分として年間の支払額の 7 分の 3 相当額を、各期間の業務完了後、民間事業者から適切な支払請求書を受理して支払う。また、最終年度は、4~6 月分として年間の支払額の 5 分の 3 相当額を、7、8 月分として年間の支払額の 5 分の 2 相当額を、各期間の業務完了後、民間事業者から適切な支払請求書を受理して支払う。</p> <p>また、サービス対価 B のうち産業廃棄物等処分業務に係る対価は、四半期毎に（初年度及び最終年度は、上記に定めるサービス対価 B の各請求期間にあわせて）、実績に応じて民間事業者の請求を受けて支払う。</p>
<p>別紙 7-1 対価の構成及び支払方法>2. 支払の算定方法及び支払額（以下の対価には、消費税及び地方消費税の額を含まない。）> (5) サービス対価 E>イ 対価の支払方法</p> <p>当市は、サービス対価 E の支払については、四半期毎に、民間事業者の請求を受けて支払う。</p> <p>なお、サービス対価 E のうち、<u>上山市浄水センター、マンホールポンプ場（公共下水道事業）、農業集落排水処理施設、中継ポンプ場（農業集落排水事業）、及び合併処理浄化槽（浄化槽市町村整備推進事業施設）</u>の修繕業務の対価は、各施設に係る第 31 条に基づく臨機の措置により実施される修繕業務の対価とあわせて、一事業年度あたり要求水準書別紙 7 別表 14 記載に定める年間上限額を上限とするものとする。</p>	<p>別紙 7-1 対価の構成及び支払方法>2. 支払の算定方法及び支払額（以下の対価には、消費税及び地方消費税の額を含まない。）> (5) サービス対価 E>イ 対価の支払方法</p> <p>当市は、サービス対価 E の支払については、四半期毎に、民間事業者の請求を受けて支払う。</p> <p>なお、サービス対価 E の修繕業務の対価は、各 <u>運転維持管理対象施設</u>に係る第 31 条に基づく臨機の措置により実施される修繕業務の対価とあわせて、一事業年度あたり要求水準書別紙 7 別表 14 記載に定める年間上限額を上限とするものとする。</p>

旧	新（修正版）
<p>別紙 7-1 対価の構成及び支払方法>4. サービス対価の改定及び変更</p> <p>(1) 物価変動等による改定</p> <p>サービス対価 B～F に該当する各業務のうち、下表「サービス対価の改定の指標」で変動対象としたサービス対価については、同表に示す指標に基づき、次のとおり改定を行う。</p>	<p>別紙 7-1 対価の構成及び支払方法>4. サービス対価の改定及び変更</p> <p>(1) 物価変動等による改定</p> <p>サービス対価 B～F に該当する各業務のうち、下表「サービス対価の改定の指標」に示す指標に基づき、次のとおり改定を行う。</p>

別紙7-1 対価の構成及び支払方法>4. サービス対価の改定及び変更>

(1) 物価変動等による改定>①調達管理業務のうち電力費について

ア 電力費のうち、燃料費調整額分のみを変動対象とする。

ウ 見直し時の指標と前回改定時（第1回目の改定は供給事業者との契約締結時の燃料費調整単価）の指標を比較し、各指標の毎年の変動率が、±1%に満たない場合、及び直近の改定からの累積が±1.5%に満たない場合は改定しないこととし、これを超える場合にのみ改定を行うものとする。

なお、変動の大小にかかわらず、民間事業者は毎年当該指標について、当市へ書面により報告を行うものとする。

エ 改定対象年度の前年度の4月から3月までに公表された指数の平均値に基づき、下記計算式により算定した金額に見直しを行い、同3月までに改定対象年度におけるサービス対価を確定する。改定したサービス対価は、改定年度の4月以降の支払に反映させる。

【計算式】

改定後の支払額 : $Y1 = X1 + X2 + (X3 \times \alpha) + X4$

別紙7-1 対価の構成及び支払方法>4. サービス対価の改定及び変更>

(1) 物価変動等による改定>①調達管理業務のうち電力費について

ア 電力費のうち、基本料金、電力量料金単価、燃料費調整単価、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を対象とする。

ウ 東北電力株式会社の電気供給条件等を基準として、見直し時の指標と前回改定時（第1回目の改定は公募開始日から過去1年間の平均値）の指標を比較し、各指標の毎年の変動率が、±1%に満たない場合、及び直近の改定からの累積が±1.5%に満たない場合は改定しないこととし、これを超える場合にのみ改定を行うものとする。なお、変動の大小にかかわらず、民間事業者は毎年当該指標について、当市へ書面により報告を行うものとする。

エ 改定対象年度の前年度の4月から3月までに公表された指数の平均値に基づき、下記計算式により算定した金額に見直しを行い、同3月までに改定対象年度におけるサービス対価を確定する。改定したサービス対価は、改定年度の4月以降の支払に反映させる。

【計算式】

改定後の支払額 : $Y = (X1 \times \alpha 1) + (X2 \times \alpha 2) \times \text{電力使用量} + (X3 \times \alpha 3) \times \text{電力使用量} + (X4 \times \alpha 4) \times \text{電力使用量}$

Y=改定後のサービス対価

X1=改定対象年度における基本料金の提案額

X2=改定対象年度における電力量料金単価の提案額

X3=改定対象年度における燃料費調整単価の提案額

X4=改定対象年度における再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の提案額

$\alpha 1$ = 改定率（改定時参照の基本料金／前回改定時参照の基本料金）

$\alpha 2$ = 改定率（改定時参照の電力量料金単価／前回改定時参照の電力量料

旧	新（修正版）
	金単価) $\alpha 3 = \text{改定率} \left(\frac{\text{改定時参照の燃料費調整額単価}}{\text{前回改定時参照の燃料費調整額単価}} \right)$ $\alpha 4 = \text{改定率} \left(\frac{\text{改定時参照の再生可能エネルギー発電促進賦課金単価}}{\text{前回改定時参照の再生可能エネルギー発電促進賦課金単価}} \right)$

旧	新（修正版）
<p>紙7-1 対価の構成及び支払方法>4. サービス対価の改定及び変更> (1) 物価変動等による改定> 記載なし</p>	<p>別紙7-1 対価の構成及び支払方法>4. サービス対価の改定及び変更> (1) 物価変動等による改定>②調達管理業務のうち薬品費（次亜塩素酸ナトリウム、高分子凝集剤、固形塩素）について ア 薬品費のうち、次亜塩素酸ナトリウム、高分子凝集剤、固形塩素を対象とする。 イ サービス対価の改定は、令和10年4月以降のサービス対価について行うものとし、その後も年1回見直しを行うものとする。 ウ 見直し時の指標と前回改定時（第1回目の改定は提案単価）の指標を比較し、各指標の毎年の変動率が、±1%に満たない場合、及び直近の改定からの累積が±1.5%に満たない場合は改定しないこととし、これを超える場合にのみ改定を行うものとする。なお、変動の大小にかかわらず、民間事業者は毎年当該指標について、当市へ書面により報告を行うものとする。 エ 改定対象年度の前年度の4月から3月までに公表された指数の平均値に基づき、下記計算式により算定した金額に見直しを行い、同3月までに改定対象年度におけるサービス対価を確定する。改定したサービス対価は、改定年度の4月以降の支払に反映させる。</p> <p>【計算式】 改定後の支払額：$Y = (X \times \alpha) \times$ 当該薬品使用量 Y =改定後の当該サービス対価 X =改定対象年度における当該薬品単価の提案額 α =改定率（改定時参照の当該薬品単価 / 前回改定時参照の当該薬品単価）</p>

別紙 7-1 対価の構成及び支払方法>4. サービス対価の改定及び変更>

(1) 物価変動等による改定>

②それ以外の費用について 表内

・変動対象

・サービス対価 B (対象施設：上山市浄水センター他) > 運転操作監視業務

指標による改定の有無>人件費

・サービス対価 B (対象施設：上山市浄水センター他) > 保守点検業務

指標による改定の有無>保守点検費、指標>設備管理

・サービス対価 B (対象施設：上山市浄水センター他) > 調達管理業務

指標による改定の有無>薬品費、電力費 (※燃料費調整額分のみ変動対象)、指標>薬品費

国内企業物価指数：日本銀行

・国内企業物価指数

・化学薬品

別紙 7-1 対価の構成及び支払方法>4. サービス対価の改定及び変更>

(1) 物価変動等による改定>

③それ以外の費用について 表内

・指標による改定の有無

・サービス対価 B

対象施設>全施設、対象業務>業務管理、危機管理対応、安全管理、指標による改定の有無>改定する、指標>賃金指数：毎月勤労統計調査、厚生労働省

・時系列表第 1 表 賃金指数

・事業所規模 5 名以上

・調査産業計のうちの現金給与総額

・サービス対価 B (対象施設：上山市浄水センター他) > 運転操作監視業務

指標による改定の有無>改定する、指標>賃金指数

・サービス対価 B (対象施設：上山市浄水センター他) > 保守点検業務

指標による改定の有無>改定する、指標>下水道

・サービス対価 B (対象施設：上山市浄水センター他) > 調達管理業務

(電力費及び薬品費 (次亜塩素酸ナトリウム、高分子凝集剤、固形塩素) を除く)

指標による改定の有無>改定する、指標>国内企業物価指数：日本銀行

・国内企業物価指数

・無機化学工業製品

電力費（燃料費調整額分）

・供給事業者との間で締結した燃料費調整制度に基づく燃料費調整単価

・サービス対価B（対象施設：上山市浄水センター他）＞情報管理業務
指標による改定の有無＞該当なし

・サービス対価B（対象施設：上山市浄水センター他）＞産業廃棄物等処
分業務

指標による改定の有無＞人件費、指標＞毎月勤労統計調査、厚生労働省

・時系列表第1表 賃金指数

・事業所規模5名以上

・調査産業計のうちの現金給与総額

・サービス対価B（対象施設：上山市浄水センター他）＞緊急時対応業務
指標による改定の有無＞該当しない

・サービス対価B（対象施設：上山市浄水センター他）＞その他の業務
指標による改定の有無＞諸経費・その他

・サービス対価B（対象施設：公共下水道事業の管路施設他）＞計画的維
持管理業務

・サービス対価B（対象施設：上山市浄水センター他）＞情報管理業務
指標による改定の有無＞改定する、指標＞賃金指数：毎月勤労統計調査、
厚生労働省

・時系列表第1表 賃金指数

・事業所規模5名以上

・調査産業計のうちの現金給与総額

・サービス対価B（対象施設：上山市浄水センター他）＞産業廃棄物等処
分業務

指標による改定の有無＞改定しない、指標＞該当なし

・サービス対価B（対象施設：上山市浄水センター他）＞緊急時対応業務
指標による改定の有無＞改定しない

・サービス対価B（対象施設：上山市浄水センター他）＞その他の業務
指標による改定の有無＞改定する

・サービス対価B（対象施設：公共下水道事業の管路施設他）＞計画的維
持管理業務

指標による改定の有無>保守点検費

指標>設備管理

・サービス対価B（対象施設：公共下水道事業の管路施設他）>産業廃棄物等処分業務

指標による改定の有無>人件費

指標>賃金指数：毎月勤労統計調査、厚生労働省

・時系列表第1表 賃金指数

・事業所規模5名以上

・調査産業計のうちの現金給与総額

・サービス対価B（対象施設：公共下水道事業の管路施設他）>情報管理業務

指標による改定の有無>該当なし

指標>該当なし

・サービス対価B（対象施設：合併処理浄化槽）>浄化槽法第11条検査

指標による改定の有無>該当なし

指標>該当なし

指標による改定の有無>改定する

指標>下水道

・サービス対価B（対象施設：公共下水道事業の管路施設他）>産業廃棄物等処分業務

指標による改定の有無>改定しない

指標>該当なし

・サービス対価B（対象施設：公共下水道事業の管路施設他）>情報管理業務

指標による改定の有無>改定する

指標>賃金指数：毎月勤労統計調査、厚生労働省

・時系列表第1表 賃金指数

・事業所規模5名以上

・調査産業計のうちの現金給与総額

・サービス対価B（対象施設：合併処理浄化槽）>浄化槽法第11条検査

指標による改定の有無>改定する

指標>賃金指数：毎月勤労統計調査、厚生労働省

・時系列表第1表 賃金指数

・事業所規模5名以上

・調査産業計のうちの現金給与総額

<p>・サービス対価B（対象施設：合併処理浄化槽）＞保守点検業務 指標による改定の有無＞<u>保守点検費</u> 指標＞<u>設備管理</u></p> <p>・サービス対価C（対象施設：上山市浄水センター他）＞工事監理業務 指標による改定の有無＞<u>該当なし</u> 指標＞<u>該当なし</u></p> <p>・サービス対価C（対象施設：上山市浄水センター他）＞耐震診断業務 指標による改定の有無＞<u>該当なし</u> 指標＞<u>該当なし</u></p> <p>・サービス対価C（対象施設：上山市浄水センター他）＞ストックマネジメント計画作成業務 指標による改定の有無＞<u>人件費</u></p> <p>・サービス対価D（対象施設：公共下水道事業の管路施設他）＞住民対応等業務 指標による改定の有無＞<u>該当なし</u></p>	<p>・サービス対価B（対象施設：合併処理浄化槽）＞保守点検業務 指標による改定の有無＞<u>改定する</u> 指標＞<u>下水道</u></p> <p>・サービス対価C（対象施設：上山市浄水センター他）＞工事監理業務 指標による改定の有無＞<u>改定する</u> 指標＞<u>賃金指数：毎月勤労統計調査、厚生労働省</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・時系列表第1表 賃金指数 ・事業所規模5名以上 ・調査産業計のうちの現金給与総額 <p>・サービス対価C（対象施設：上山市浄水センター他）＞耐震診断業務 指標による改定の有無＞<u>改定する</u> 指標＞<u>賃金指数：毎月勤労統計調査、厚生労働省</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・時系列表第1表 賃金指数 ・事業所規模5名以上 ・調査産業計のうちの現金給与総額 <p>・サービス対価C（対象施設：上山市浄水センター他）＞ストックマネジメント計画作成業務 指標による改定の有無＞<u>改定する</u></p> <p>・サービス対価D（対象施設：公共下水道事業の管路施設他）＞住民対応等業務 指標による改定の有無＞<u>改定しない</u></p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

旧	新（修正版）
<p>・サービス対価E（対象施設：上山市浄水センター他）＞修繕業務 指標による改定の有無＞<u>修繕費</u> 指標＞<u>国内企業物価指数：日本銀行</u> ・<u>国内企業物価指数</u> ・<u>一般機器</u></p> <p>・サービス対価F（対象施設：上山市浄水センター）＞耐震補強設計業務 指標による改定の有無＞<u>該当なし</u></p>	<p>・サービス対価E（対象施設：上山市浄水センター他）＞修繕業務 指標による改定の有無＞<u>改定しない</u> 指標＞<u>該当なし</u></p> <p>・サービス対価F（対象施設：上山市浄水センター）＞耐震補強設計業務 指標による改定の有無＞<u>改定しない</u></p>
<p>別紙7-1 対価の構成及び支払方法＞4. サービス対価の改定及び変更 (2) 流入量の変動に基づく変更 当該事業年度（n年度）において、要求水準書別紙6に規定する想定流入水量と実績値の乖離が±3%の範囲を超えたときは、調達管理業務における電力費について、次式により翌事業年度（n+1年度）の電力費を調整する。</p> <p><u>電力費（n+1年度）</u> = n+1年度における電力費提案額 ×（n年度の実績流入水量／n年度の想定流入水量）</p>	<p>別紙7-1 対価の構成及び支払方法＞4. サービス対価の改定及び変更 (2) 流入量の変動に基づく変更 当該事業年度（n年度）において、要求水準書別紙6に規定する想定流入水量と実績値の乖離が±3%の範囲を超えたときは、調達管理業務における電力費<u>及び薬品費</u>について、次式により翌事業年度（n+1年度）の電力費<u>及び薬品費</u>を調整する。</p> <p><u>n+1年度における提案電力使用量（改定後）</u> = n+1年度における<u>提案電力使用量</u> ×（n年度の実績流入水量／n年度の想定流入水量）</p> <p><u>n+1年度における提案当該薬品使用量（改定後）</u> = n+1年度における<u>提案当該薬品使用量</u> ×（n年度の実績流入水量／n年度の想定流入水量）</p>

旧	新（修正版）
<p>別紙 7-2 サービス対価 A の算出方法 > 2. 算出方法及び支払方法決定の手順等</p> <p>オ 当市と民間事業者は、第 37 条第 3 項又は第 41 条第 3 項に基づき、前エの積算結果を踏まえて当該事業年度に実施する設計業務及び改築工事業務の対象、完了・完成期限及びこれに対するサービス対価等について、毎事業年度、当該年度に実施する設計業務及び改築工事業務の国補助金に係る国の予算配分の状況に応じて当市が定める日までに、年度実施協定（設計業務）・年度実施協定（改築工事業務）を締結するものとする。なお、<u>改築工事業務</u>に対するサービス対価のうち特別調査に係る費用は、実績に応じて支払う旨を年度実施協定（<u>改築工事業務</u>）に定めるものとする。</p>	<p>別紙 7-2 サービス対価 A の算出方法 > 2. 算出方法及び支払方法決定の手順等</p> <p>オ 当市と民間事業者は、第 37 条第 3 項又は第 41 条第 3 項に基づき、前エの積算結果を踏まえて当該事業年度に実施する設計業務及び改築工事業務の対象、完了・完成期限及びこれに対するサービス対価等について、毎事業年度、当該年度に実施する設計業務及び改築工事業務の国補助金に係る国の予算配分の状況に応じて当市が定める日までに、年度実施協定（設計業務）・年度実施協定（改築工事業務）を締結するものとする。なお、<u>設計業務</u>に対するサービス対価のうち特別調査に係る費用は、実績に応じて支払う旨を年度実施協定（<u>設計業務</u>）に定めるものとする。</p>
<p>別紙 7-2 サービス対価 A の算出方法 > 4. 賃金又は物価の変動に基づくサービス対価 A の変更</p> <p>(5) 特別な要因により各改築設計業務及び各改築工事業務の実施期期間中に、主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、サービス対価 A の金額が不相当となったときは、当市又は民間事業者は、前各号の規定によるほか、サービス対価 A の金額の変更を請求することができる。</p> <p>(6) 予期することのできない特別の事情により、各改築設計業務及び各改築工事業務の実施期期間中に、日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、サービス対価 A の金額が著しく不相当となったときは、当市又は民間事業者は、前各号の規定にかかわらず、サービス対価 A の金額の変更を請求することができる。</p>	<p>別紙 7-2 サービス対価 A の算出方法 > 4. 賃金又は物価の変動に基づくサービス対価 A の変更</p> <p>(5) 特別な要因により各改築設計業務及び各改築工事業務の実施期間中に、主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、サービス対価 A の金額が不相当となったときは、当市又は民間事業者は、前各号の規定によるほか、サービス対価 A の金額の変更を請求することができる。</p> <p>(6) 予期することのできない特別の事情により、各改築設計業務及び各改築工事業務の実施期間中に、日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、サービス対価 A の金額が著しく不相当となったときは、当市又は民間事業者は、前各号の規定にかかわらず、サービス対価 A の金額の変更を請求することができる。</p>

旧	新（修正版）
【上山市下水道施設包括的管理等事業 提案書類作成要領】	
<p>2 作成上の留意点</p> <p>2-6 提出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下部数について提出すること。なお、副本については、正本の複写でも構わない。 <p>【参加資格審査申請に関する提出書類】</p> <p>正本 2 部、副本 1 部、合計 3 部</p> <p>【プレゼンテーション審査に関する提案書、提案概要書(提案書に関する提出書類)】</p> <p>正本 1 部、副本 10 部、合計 11 部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各様式は、提案書類作成要領に指定の様式を使用すること。 ・各様式は、様式集において指定するところに従い、Microsoft Word 又は Microsoft Excel を使用して作成すること。 ・参加資格審査書類及び提案書類の受付時における各提出書類については、PDF ファイルの形式により各情報が保存されている CD-R 又は DVD-R 等の電子媒体を 2 部提出すること。 ・電子媒体の提出においては、提案書、添付書類及び提案概要書それぞれの Microsoft Word 又は Microsoft Excel ファイル及び PDF ファイル化した情報が保存されている CD-R 又は DVD-R 等の電子媒体を 2 部提出すること。 ・提出ファイルについては印刷及び編集可能な状態とすること。Microsoft Excel の様式ファイルについては、計算の数式及び他のシートとのリンクを残し、再計算等が可能な状況で提出すること。 ・記名捺印が必要な様式については、記名捺印したものを提出すること。設計図書については全て PDF ファイルとすること。 	<p>2 作成上の留意点</p> <p>2-6 提出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下部数について提出すること。なお、副本については、正本の複写でも構わない。 <p>【参加資格審査申請に関する提出書類】</p> <p>正本 2 部、副本 1 部、合計 3 部</p> <p>【プレゼンテーション審査に関する提案書、提案概要書(提案書に関する提出書類)】</p> <p>正本 1 部、副本 10 部、合計 11 部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各様式は、提案書類作成要領に指定の様式を使用すること。 ・各様式は、様式集において指定するところに従い、Microsoft Word 又は Microsoft Excel を使用して作成すること。 ・参加資格審査書類の受付時における各提出書類については、PDF ファイルの形式により各情報が保存されている CD-R 又は DVD-R 等の電子媒体を 2 部提出すること。 ・電子媒体の提出においては、提案書、添付書類及び提案概要書それぞれの Microsoft Word 又は Microsoft Excel ファイル及び PDF ファイル化した情報が保存されている CD-R 又は DVD-R 等の電子媒体を 2 部提出すること。 ・提出ファイルについては印刷及び編集可能な状態とすること。Microsoft Excel の様式ファイルについては、計算の数式及び他のシートとのリンクを残し、再計算等が可能な状況で提出すること。 ・記名捺印が必要な様式については、記名捺印したものを提出すること。設計図書については全て PDF ファイルとすること。

旧	新（修正版）
【上山市下水道施設包括的管理等事業 様式集】	
<p>様式 4-9-1＞参考見積書＞2. 金額</p> <p>※記載する金額には、消費税及び地方消費税相当額を含まないこと。</p> <p>※記載する金額には、提案見積を求めない業務予定額に対して実績に応じて精算となる業務の予定額を含む（ただし、耐震補強設計業務に要する費用は除く）。</p> <p>※応募企業の場合は、「応募グループ名」、「代表企業」の文字を削除してください。</p>	<p>様式 4-9-1＞参考見積書＞2. 金額</p> <p>※金額はアラビア数字で鮮明に記入し、頭初に「¥」又は「金」を付すること。</p> <p>※記載する金額には、消費税及び地方消費税相当額を含まないこと。</p> <p>※記載する金額には、提案見積を求めない業務予定額に対して実績に応じて精算となる業務の予定額を含む（ただし、耐震補強設計業務に要する費用は除く）。</p> <p>※資本的支出に係る費用としてサービス対価 A、C（耐震診断業務を除く）の合計値、収益的支出に係る費用としてサービス対価 B、C（耐震診断業務のみ該当）、D、E の合計値を記入してください。サービス対価 F、附帯事業、任意事業にかかる費用は含めないでください。</p> <p>※応募企業の場合は、「応募グループ名」、「代表企業」の文字を削除してください。</p>
【上山市下水道施設包括的管理等事業 様式集 参考見積書】	

【様式 4-9-2】 参考見積内訳書	【様式 4-9-2】 参考見積内訳書
	セル B5 ・ サービス対価Aのうち改築設計業務（特別調査分）、サービス対価Bのうち公共下水道事業における産業廃棄物等処分業務は入力済みであり、金額を変更しないでください。
セル H16（セル H17） <u>24,000,000</u>	セル H17 14,000,000
セル R16（セル R17） <u>24,000,000</u>	セル R17 10,000,000
セル G19（セル G20） <u>事業者提案</u>	セル G20 精算対象
	セル H20-R20 9,330,000 / 15,939,000 / 15,777,000 / 15,694,000 / 15,550,000 / 15,488,000 / 15,323,000 / 15,488,000 / 15,344,000 / 15,179,000 / 6,158,000
セル E24（セル E25-26） 改築設計業務	セル E25-26 改築設計業務（特別調査費除く）
	改築設計業務（特別調査費分）
セル H25-R25（セル H26-R26）	セル H26-R26 1,914,000 / 1,914,000 / 1,914,000 / 1,914,000 / 1,914,000 / 1,914,000 / 1,914,000 / 1,914,000 / 1,914,000 / 0
セル G25（セル G26） <u>事業者提案</u>	セル G26 精算対象
セル H38-Q38（セル H40-Q40） <u>14,000,000 / 24,000,000 / 24,000,000 / 24,000,000 / 24,000,000 /</u>	セル H40-Q40 15,914,000 / 25,914,000 / 25,914,000 / 25,914,000 / 25,914,000 /

旧	新 (修正版)
<p>24,000,000 / 24,000,000 / 24,000,000 / 24,000,000 / 24,000,000</p> <p>セル H41 (セル H43)</p> <p>7,000,000</p> <p>セル R41 (セル R43)</p> <p>7,000,000</p>	<p>25,914,000 / 25,914,000 / 25,914,000 / 25,914,000 / 5,914,000</p> <p>セル H43</p> <p>4,100,000</p> <p>セル R43</p> <p>2,900,000</p>
<p>【様式 4-9-3】 調達管理業務内訳書</p> <p>セル C13-14</p> <p>従量料金 (円/kWh)</p> <p>燃料費調整額 (円/kWh)</p> <p>セル D21</p> <p>1,811,254</p> <p>セル N21</p> <p>1,625,926</p> <p>セル C30-31</p> <p>従量料金 (円/kWh)</p> <p>燃料費調整額 (円/kWh)</p> <p>セル D36</p> <p>122,700</p> <p>セル N36</p> <p>57,058</p>	<p>【様式 4-9-3】 調達管理業務内訳書</p> <p>セル 06, 23, 39</p> <p>(円/税込)</p> <p>セル C13-14</p> <p>電力量料金単価 (円/kWh)</p> <p>燃料費調整単価 (円/kWh)</p> <p>セル D21</p> <p>2,059,858</p> <p>セル N21</p> <p>1,360,469</p> <p>セル C30-31</p> <p>電力量料金単価 (円/kWh)</p> <p>燃料費調整単価 (円/kWh)</p> <p>セル D36</p> <p>139,999</p> <p>セル N36</p> <p>47,581</p>
<p>【様式 4-9-4】 改築設計業務及び改築工事業務費内訳表</p> <p>セル 06</p> <p>_(単位:円)_</p>	<p>【様式 4-9-4】 改築設計業務及び改築工事業務費内訳表</p> <p>セル 06</p> <p>(円/税込)</p>

【様式 4-9-5】 年度別サービス対価の支払予定表

セル B5

・ サービス対価 A については、民間事業者が当市から受ける前払金と残余分とを区分して記載してください。

セル Q11, 21, 31, 41, 51, 61, 71, 81, 91, 101, 111, 121, 131,
141, 151, 161, 171, 181, 191, 201, 211, 221, 231, 241, 251, 261, 271, 281, 291,
301, 311, 321, 331, 341, 351, 361, 371, 381, 396, 405, 420, 429, 439, 451, 459,
469, 477, 485, 495, 506, 519, 532,

(単位:円)

セル F473

24,000,000

セル P473

24,000,000

セル F481

7,000,000

セル P481

7,000,000

セル F489

3,000,000

セル P489

3,000,000

セル F514

3,400,000

【様式 4-9-5】 年度別サービス対価の支払予定表

セル B5

・ サービス対価 A については、民間事業者が当市から受ける前払金と残余分、**特別調査費**を区分して記載してください。

セル Q11, 21, 31, 41, 51, 61, 71, 81, 91, 101, 111, 121, 131,
141, 151, 161, 171, 181, 191, 201, 211, 221, 231, 241, 251, 261, 271, 281, 291,
301, 311, 321, 331, 341, 351, 361, 380, 388, 403, 412, 427, 436, 446, 458, 466,
476, 484, 492, 502, 513, 526, 539

(円/税込)

セル B371-376:Q371-376

⑱ サービス対価の支払予定表 (特別調査費)

セル F480

14,000,000

セル P480

10,000,000

セル F488

4,100,000

セル P488

2,900,000

セル F496

1,750,000

セル P488

1,250,000

セル F521

1,9850,000

旧	新（修正版）
セル P514 <u>3,400,000</u>	セル P521 1,450,000
セル F523-0523 <u>0</u>	セル F530-0530 1,740,000
セル F527 <u>30,909,09</u>	セル F534 18,045,45
セル P527 <u>30,909,09</u>	セル P534 1,863,63
	セル F399-P399 9,330,000 / 15,939,000 / 15,777,000 / 15,694,000 / 15,550,000 / 15,488,000 / 15,323,000 / 15,488,000 / 15,344,000 / 15,179,000 / 6,158,000